

倒産手続のデジタル化における 債権届出・管理システムの必要性

規制改革推進会議委員

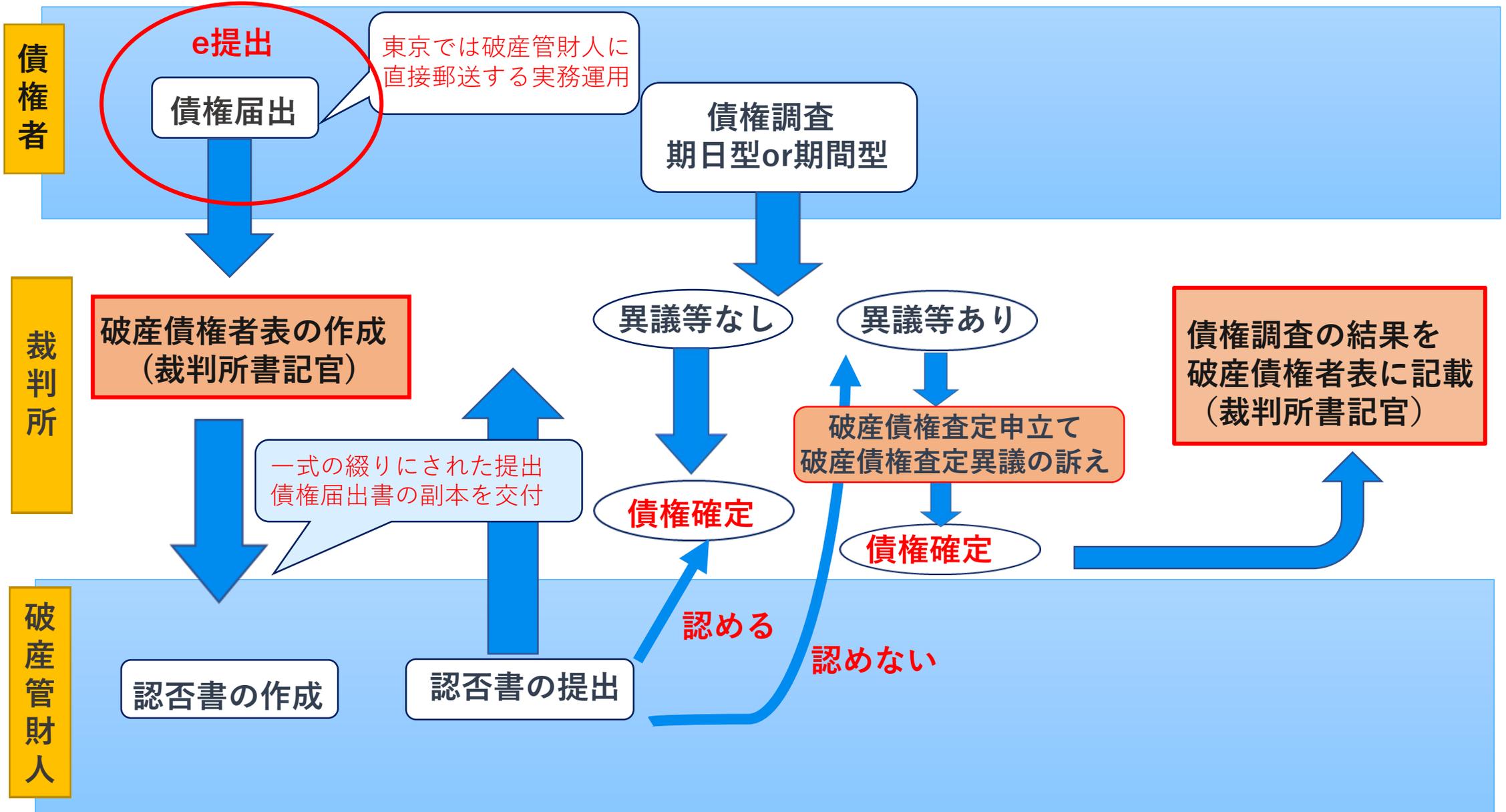
日本大学法学部教授

杉本 純子

本報告の目的・提言

- 民事執行・民事保全・倒産・家事事件手続等のIT化に関する中間試案の方向性には、基本的に異存はない。
- 民事執行・保全・倒産手続には、民事訴訟手続とは異なる制度があるため、民事訴訟手続のデジタル化の準用のみでは対応が困難な部分がある。
 - 特に倒産手続における債権届出・調査・確定手続。
- 債権届出はe提出として対応。中間試案ではフォーマット入力方式の検討可能性に言及。
 - 債権調査(認否)・確定までの手続はどのようにデジタル化を図るのか？
 - ⇒管財人や利害関係人の利便性向上のために、債権届出・調査・確定手続まで連動したデジタル化が必要。
 - ⇔債権届出・管理システム構築の必要性。
 - 少なくとも、債権届出はフォーマット入力方式としてAPI連携等を可能とし、届出債権のデータから債権調査等が容易にできるようにすべきではないか。

破産手続における債権届出・調査・確定手続の流れ



債権届出(e提出)と債権調査・確定手続の連動

- 債権届出＝裁判所への書面提出(破111条)→e提出
⇔民事訴訟手続のデジタル化の準用により、インターネットを用いてする申立て等が可能。
- 中間試案では、「申立て等をインターネットを用いてする方法としては、システム上のフォーマット入力的方式を検討すべきとの考え方がある。」と言及。
- 中間試案では、裁判所書記官による「破産債権者表は電磁的記録により作成するものとする」と提案。
- 期日方式による債権調査については、ウェブ会議の利用による実施を可能とする案が提案。
→しかし、以下の手続についてどのようにデジタル化を図るのかについては中間試案では言及されず。

- ・破産管財人等による届出破産債権の認否書の作成と提出(破117条)
- ・破産管財人等による届出破産債権に対する配当表の作成と提出(破196条)
- ・破産管財人等による配当額の届出破産債権者への通知(破197条1項、同201条7項)
- ・破産管財人等による配当額の破産債権者表への記載(破193条3項)

→これらの作業は、倒産手続のデジタル化において、どのようにデジタル化されるのか？
破産管財人等が独自にデジタル化を図らなければならないのか？

債権届出(e提出)と債権調査・確定手続の連動

債権届出(e提出)と破産管財人等による債権調査(認否書)・確定・配当手続は連動するべき。

- ・システムフォーマット入力方式の債権届出システムを構築するのであれば、破産債権者表との連携、認否の機能、破産債権者への通知機能等も備えるべきではないか(債権届出・管理システム)。
- ・仮に債権届出機能のみに限定されるとしても、届出債権のデータを外部の債権管理システム等と連携できるようにするべきではないか。
- ・大型倒産事件や特殊倒産事件等については、外部の独自の債権管理システム等と連携して、当該事件の手続処理に必要な機能を、破産管財人等が利用しやすくするべきではないか。

諸外国における債権届出・調査手続のデジタル化(参考)

<p>アメリカ</p> 	<p>債権者が連邦倒産裁判所の債権届出システム(システムフォーマット入力方式)による債権届出を行うと、裁判所より管財人に届出がされた旨オンライン(メール)で通知。管財人は、事件管理システムにアクセスして認否を行い、認否書を作成してe提出(州によって若干の相違あり)。</p>
<p>韓国</p> 	<p>破産管財人がオンラインで提出した債権者一覧表と債権者がオンラインで提出した債権届出書を債権調査段階のデータとして破産管財人はシステムより取得でき、管財人が提出した認否書に基づき破産債権者表は自動的に作成され、それに裁判所書記官が電子署名をして確定させる。</p>
<p>中国</p> 	<p>倒産手続用プラットフォームにおいて、債権届出・調査・確定・配当手続及び債権者への通知まですべてオンラインで完結。債権調査期日も、当該プラットフォームにおけるウェブ会議機能にて実施可。</p>
<p>オランダ</p> 	<p>債権届出は裁判所ではなく破産管財人に直接提出。大半の倒産事件で民間の債権届出システムが利用されており、基本的機能として、システムフォーマット方式による債権届出・認否・通知が可能。民間のシステムで処理されたデータは、裁判所のe提出用システムと連携できる。事件に応じた特別の機能が必要であれば、オプションで当該機能を構築してもらい、付加することが可。一度作った機能は、その後の類似事件においてフリーで利用可。</p>